

# 令和8年度 食のチャレンジ支援業務 実施要領（公募型プロポーザル）

## 1 趣旨

多様な食文化が根付く本市における飲食業の起業支援のため、イズミヤ・阪急オアシス株式会社と連携し、神戸三宮阪急ビル内の阪急オアシス神戸三宮店・地下一階キッチン&マーケット内の一区画に、飲食店の起業を目指している事業者を対象に「チャレンジの場」を提供する。

## 2 業務の概要

### (1) 委託業務名

令和8年度 食のチャレンジ支援業務

### (2) 業務の内容

別紙「令和8年度 食のチャレンジ支援業務委託 仕様書」のとおり

### (3) 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日

### (4) 契約金額の上限

1,800,000円（消費税・地方消費税含む）

### (5) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

### (6) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

## 3 応募者資格

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 本社又は本店所在地が神戸市内にあること。
- (2) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立または民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生または再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (6) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置（以下「除外措置」という。）を受けていないこと。また、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。

- (9) 業務運営に関し各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (10) 共同企業体による受託も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

#### 4 スケジュール

(1) 公募開始	2026年4月17日（金曜）
(2) 参加申請関係書類・質問票提出期限	2026年5月14日（木曜）17時必着
(3) 質問に対する回答	2026年5月20日（水曜）予定
(4) 企画提案書・見積書の提出期限	2026年6月5日（金曜）17時必着
(5) 選考審査会	2026年6月中旬予定 ※詳細は応募者に別途通知
(6) 委託事業者決定通知	2026年6月中旬予定
(7) 契約締結・業務開始	2026年6月下旬予定

#### 5 応募手続き等に関する事項

##### (1) 参加申請関係書類、質問票の提出

- ア. 受付期間 2026年5月14日（木曜）17時まで（必着）
- イ. 提出方法 本要領8記載の担当部署にメールアドレスにデータ（PDF）で提出  
なお、電話等による質問は受け付けません。
- ウ. 提出書類 ①参加申込書（様式1号）  
②参加資格確認書（様式2号）  
③団体概要（様式3号）（直近事業年度の会社概要、パンフレット等も可）  
④法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書【写し可】  
⑤納税証明書（国税）及び、納税証明書又は滞納がないことの証明（市税）【写し可】  
⑥神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式4号）  
⑦共同企業体結成届出書（様式5号）（共同企業体による参加申込の場合のみ）  
⑧質問票（様式6号）

※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について上記の③～⑥を提出すること

※④⑤は、提出日時点から起算して3ヵ月以内に発行されたもの。なお、神戸市の入札参加資格がある場合及び直近3ヶ月以内に神戸市経済観光局新産業創造課に別件契約又はプロポーザルのために提出しており、かつ内容に変更がない場合は、上記④⑤の提出は省略可能。

##### (2) 質問への回答

- ア. 回答時期 2026年5月20日（水曜）予定

- イ. 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールにて回答する。
- ウ. その他
  - ・質問者への情報については公表しない。
  - ・回答については、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

### (3) 企画提案書・見積書の提出

- ア. 受付期間 2026年6月5日（金曜）17時まで（必着）
- イ. 提出方法 本要領8記載の担当部署にメールアドレスにデータ（PDF）で提出
- ウ. 提出書類 ①企画提案書（様式不問）
  - 下記の内容を必ず含めること。
  - ・事業実施提案（別紙仕様書に記載している業務内容）
  - ・同種業務の実績
  - ・業務実施体制（指揮命令系統や業務の管理責任者が明示されていること）
- ②見積書（様式自由）
- ③その他補足資料（任意、様式自由）

## 6 事業者の選定

### (1) 提案審査会の開催

- ア. 日付 2026年6月中旬予定 ※詳細は応募者に別途通知
- イ. 場所 三宮ビル東館内

### (2) 審査方法

- ア. 審査員は、応募者によるプレゼンテーションの内容に対する審査を行う。なお、参加申込企業が1者の場合は、プレゼンテーションは実施せず、企画提案書等を基に審査を行い、各審査員の採点の合計点が60%以上の場合は契約の相手方の候補者とする。
- イ. 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。
- ウ. 各審査員の採点の合計が総合点数の60%以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。
- エ. 審査員は、別紙の評価基準に沿って、100点満点で評価を行う。各審査員の採点による点数が高い順に順位点を1位は1点、2位は2点というように付け、順位点の合計が最も少ない提案者を契約の相手方の候補者とする。
- オ. 順位点の合計が最も少ない応募者が複数あった場合は、当該応募者のうち、「I業務実施、提案内容に対する評価」の点数が高い応募者を委託候補者とする。なお、すべての評価基準の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。
- カ. 審査員名は、個人情報保護の観点から公表しない。
- キ. 契約にあたっては、候補者との協議が整わない場合は、順位点において企画提案の次点の評価を受けた事業者から順に契約締結の協議を行う。

### (3) 選定結果の通知

令和8年6月中旬を目途に、神戸市ホームページ上に公表するとともに、応募者全員に結果

を通知する。ただし、審査の内容等に関する問い合わせは受け付けない。

## 7 その他

- (1) 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 提出された書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (4) 提出された書類については、審査・選定以外の目的に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 企画提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式7号）」を本要領8記載の担当部署まで持参または郵送にて提出すること。

## 8 問い合わせ先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館7階

神戸市経済観光局企業立地課 伊東・松下

E-mail : [kigyoricchi@city.kobe.lg.jp](mailto:kigyoricchi@city.kobe.lg.jp)

(別紙)

評価項目	評価基準	配点
<b>I 業務実施、提案内容に対する評価</b>		<b>70 点</b>
募集・選定方法	飲食店の起業を目指す方や食材・食料品等をテストマーケティングしたい方などから応募が得られるような工夫がなされているか。支援対象者の選定において、適切な審査員の配置、採点の設定をしているか。	20 点
出店支援	出店調整に関するサポート体制が整っているか。 出店期間中の支援内容、体制が十分か。	25 点
開業・経営支援	支援対象者が神戸市内において継続して事業を続けられるような支援内容となっているか。	25 点
<b>II 業務遂行能力、実施体制に対する評価</b>		<b>30 点</b>
事務局体制	業務を遂行するにあたり、管理責任者および担当スタッフが十分に配置されており、事務局体制も整っているか。	15 点
実績	業務を遂行するにあたり十分な経験と実績を有しているか。	15 点
合計		100 点